

基準 37 非常用の昇降機（非常用エレベーター）の設置に関する基準

非常用の昇降機（非常用エレベーター）の設置については、建基法第 34 条第 2 項、建基令第 129 条の 13 の 2 及び第 129 条の 13 の 3 の規定によるほか、次によること。◇

- (1) 乗降ロビーの出入口は、廊下及び特別避難階段以外の部分に直接通じていないようにすること。
- (2) 一般用エレベーターの乗降ロビーとは兼用しないこと。
- (3) 乗降ロビーの形態は、できるだけ正方形に近い形で消防活動上有効なものであること。
- (4) 乗降ロビーは、避難経路となる廊下と兼ねないものであること。
- (5) 乗降ロビーは、避難階にも設置すること。ただし、昇降路の出入口に通ずる部分が屋外からの進入が容易な場所であり、他の部分と消火活動上有効に区画されている場合はこの限りでない。
- (6) 特別避難階段の付室を兼ねない乗降ロビーの扉は、外開きであること。